

令和5年5月29日から、鹿児島県内に遺言者の住所地・本籍地・所有する不動産の所在地のいずれかがあれば、下表遺言書保管所一覧のいずれでも遺言書の保管申請ができます。  
ただし、既に他の遺言書を遺言書保管所に預けている場合には、その保管所になります。

## 鹿児島地方法務局管内の遺言書保管所管轄一覧

本局供託課	〒892-8511	鹿児島市山下町13番10号 (鹿児島第三地方合同庁舎)	TEL 099-219-2106
管轄区域			
鹿児島県内			
霧島支局	〒899-4332	霧島市国分中央3-42-1	TEL 0995-45-0064
管轄区域			
鹿児島県内			
知覧支局	〒897-0302	南九州市知覧町郡5405	TEL 0993-83-2208
管轄区域			
鹿児島県内			
川内支局	〒895-0063	薩摩川内市若葉町4-24 (川内地方合同庁舎)	TEL 0996-22-2300
管轄区域			
鹿児島県内			
鹿屋支局	〒893-0064	鹿屋市西原4-5-1	TEL 0994-43-6790
管轄区域			
鹿児島県内			
奄美支局	〒894-0034	奄美市名瀬入舟町23-1	TEL 0997-52-0376
管轄区域			
鹿児島県内			